

平成30年度山梨県体育祭り

(第71回夏秋季大会・第72回冬季大会)

実施要項総則

1 趣 旨

県体育祭りは、県民一人ひとりがスポーツに親しみ、豊かなスポーツライフの創造と地域スポーツの振興を図り、明るく豊かで活力あるふるさとづくりに寄与するものである。

2 主 催

公益財団法人山梨県体育協会、山梨県教育委員会、会場地市町村体育協会、会場地市町村教育委員会、山梨県各開催競技団体

3 主 管

山梨県各開催競技団体

4 後 援

山梨県

5 会 期

(1) 第71回夏季大会

カヌー競技	平成30年5月27日（日）
ボート競技	平成30年6月16日（土）
セーリング競技	平成30年6月17日（日）
少林寺拳法競技	平成30年7月 8日（日）
水泳競技	平成30年8月19日（日）
クレー射撃競技	平成30年8月26日（日）

(2) 第71回秋季大会

陸上競技他42競技

中心会期 平成30年9月15日（土）・16日（日）・23日（日）

(3) 第72回冬季大会

スケート競技（フィギュアスケート）	平成31年2月中旬
スケート競技（スピードスケート）	平成31年2月11日（月）
スキー競技	平成31年3月中旬
アイスホッケー競技	平成31年3月下旬

6 会 場 別紙「大会日程と会場一覧表」参照

7 実施競技

季別	区分	総合得点競技	総合得点外競技	合計
夏季	男子	水泳、クレー射撃（混） 2	ポート、セーリング、カヌー 少林寺拳法 4	6
	女子	水泳 1	ポート、セーリング、カヌー 3	4
秋季	男子	陸上、ソフトテニス サッカー、軟式野球 卓球、バレーボール バスケットボール、体操（混） 相撲、ラグビーフットボール ハンドボール、バドミントン ソフトボール、弓道、柔道 剣道（混）、ライフル射撃（混） テニス、空手道、銃剣道 ボウリング（混）、ゲートボール ゴルフ（混）、綱引（混） バウンドテニス グラウンド・ゴルフ ターゲット・バードゴルフ フォークダンス・レクダンス（混） 28	山岳 自転車 ボクシング 硬式野球 フェンシング ウェイトリフティング アーチェリー 馬術 レスリング ホッケー 武術太極拳 オリエンテーリング（混） 12	40
	女子	陸上、ソフトテニス 卓球、バレーボール バスケットボール ハンドボール、バドミントン 弓道、ソフトボール、テニス なぎなた、ゲートボール バウンドテニス グラウンド・ゴルフ ターゲット・バードゴルフ 民踊 16	サッカー、山岳 フェンシング ウェイトリフティング アーチェリー ホッケー 武術太極拳 7	23
冬季	男子	スキー スピードスケート 2	フィギュアスケート アイスホッケー 2	4
	女子	スキー スピードスケート 2	フィギュアスケート 1	3
合計	男子	32	18	50
	女子	19	11	30

※民踊・フォークダンス競技内で行われていたレクダンスを参加種目として扱う。

8 競技方法 競技別実施要項による。

9 地域区分

区 分	市 町 村 名	
市 の 部	甲府市・富士吉田市・都留市・山梨市・大月市・韮崎市・南アルプス市 北杜市・甲斐市・笛吹市・上野原市・甲州市・中央市	13市
町村の部	西八代地区 市川三郷町	1町
	南巨摩地区 早川町・身延町・南部町・富士川町	4町
	中巨摩地区 昭和町	1町
	南都留地区 西桂町・富士河口湖町 道志村・忍野村・山中湖村・鳴沢村	6町村 (2町4村)
	北都留地区 小菅村・丹波山村	2村

10 参加資格及び年齢基準

(1) 参加資格

- ア 参加選手及び監督は、「市の部」は当該市に居住している者、「町村の部」は当該町村に居住又は、勤務している者で、アマチュアに限ること。
- イ 学生（大学生・専門学校生）の参加は認める。ただし競技別要項で参加制限がある場合、この限りではない。
- ウ 生徒（高校生・中学生）・児童（小学生）は参加できない。ただし実行委員会で参加を認めた場合はこの限りではない。

(2) 年齢基準

年齢制限のある競技については、大会開催年（スキー・スケートは前年）の4月1日の満年齢とする。

11 悪天候時における措置

(1) 総合開会式

午前9時の時点で、甲府気象台より天候に伴う何らかの警報が出されている場合は中止とする。

※体育功労賞等の表彰式は閉会式で行う。

(2) 総合閉会式

正午の時点で、甲府地方気象台より、天候に伴う何らかの警報が出されている場合は延期とし、日時については関係者に改めて連絡する。

(3) 競技（得点・得点外競技）

ア 午前6時の時点で、甲府気象台より天候に伴う何らかの警報が出されている場合、主管競技団体と大会事務局で競技実施の可否を午前6時30分までに判断し、その結果を主管競技団体が参加チームに周知する。

イ 前項アにより中止となった場合、競技団体は参加者に参加可能の確認がとれれば、大会事務局に連絡後、後日実施してもよい。

ウ ただし、前項イにより実施する場合は、得点競技にあっては閉会式の前日までに実施するものとする。

エ 警報以外（注意報・雨天等）の場合は、予定通り実施する。

ただし、屋外競技については、主管競技団体と大会事務局で施設状況を判断の上、

午前6時30分から午前7時の間、放送（テレビ・ラジオ）による周知を図る。
※競技途中で、警報が出された場合は、競技団体の判断（続行・中止）に任せる。

12 総合成績決定方法

(1) 得点競技の得点

得点競技の得点は次のア及びイの合計点とする。

ア 競技得点

- a 各得点競技とともに男子の部（男女混合を含む）及び女子の部ごとに、次の表の基準により与える。ただし、同順位のチームが2以上ある場合は、その順位を共有し、順位を欠位とする。なお、得点は次の順位のものを加え、当該市町村で等分する。
- b 天候その他の理由で競技が途中で中止になった場合、参加チーム数の得点基準のチーム数が判明したものについてのみ等分することができる。

参 加 チーム数	得 点 基 準				
	1位	2位	3位	4位	5位～8位
13～14	9	7	5	3	1
8～12	7	5	3	1	
4～7	5	3	1		
2～3	3	1			

※参加チーム数とは大会に出場したチーム数とし、申込だけでは参加チームには数えない。

イ 参加得点

○大会が実施された場合

- a 参加チーム数にカウントされたそれぞれのチームに1点を与える。
ただし、1チームのみの参加であった時、次の場合、特別参加得点として2点（参加得点1点含む）を与える。
 - ・組合せ時点で1チームのみの参加であり、特別認定試合を行った場合
 - ・相手チームの都合等により、試合が急遽出来ない場合

※特別認定試合とは、実施競技団体からの申請により実行委員会があらかじめ特別に認めた試合。

- b 各競技の参加条件を満たし参加し、不慮の事故等により途中棄権した場合でも参加得点を与える。また、競技得点の参加チーム数にカウントする。

○大会が実施されなかった場合

- a 参加得点は与えない。

ウ 得点競技のうち、民踊・レクダンス・フォークダンスは、参加得点のみとする。

(2) 総合成績

冬季、夏季、秋季大会の各得点競技の得点合計により総合得点（男女混合）を算出し順位を決定する。ただし、総合得点が同点の場合、市・町村の部とも3位までは、上位入賞競技の多い市町村を上位とする。その他については、同順位とする。

- (3) 天候その他の理由で、競技が中止された場合の順位、得点等成績の処理については、競技団体と総務委員会が協議する。

13 表彰

(1) 優勝旗・杯・楯

ア 優勝旗は、「市の部」、「町村の部」ごとに、総合成績第1位に授与する。

イ 杯は、同じく総合成績第2位に授与する。

ウ 殉は、同じく総合成績第3位に授与する。

(2) 賞状

賞状は、総合成績の「市の部」、「町村の部」の第1位から第6位までに授与し表彰する。また、「村」の入賞がない場合、敢闘賞として、「村」の総合成績第1位に賞状を授与し表彰する。

なお、各競技については、第1位から第3位までに授与し表彰する。

14 参加申込書の提出

(1) 秋季大会 実行委員会所定参加申込書を2通、次に送付する。

申込み先 〒400-0836 甲府市小瀬町840

公益財団法人山梨県体育協会 スポーツ振興課内

山梨県体育祭り実行委員会事務局 あて

締切日 平成30年7月5日（木）必着

※得点外競技は競技団体へ直接申し込むこと

（締切日は、各種目の要項を確認）

(2) 夏季及び冬季大会は、競技団体が定める申込先並びに締切日とする。

15 開閉会式

(1) 総合開会式

日 時 平成30年9月15日（土） 13時30分

会 場 小瀬スポーツ公園 武道館アリーナ

(2) 総合閉会式

日 時 平成30年9月23日（日） 15時30分

会 場 小瀬スポーツ公園 武道館アリーナ

(3) 各競技別開始式、閉会式

開始式は競技開始前に行い、閉会式は競技終了後、表彰式として行う。

16 得点競技の組合せ会議

秋季大会 平成30年7月23日（月）小瀬スポーツ公園 武道館

※実施競技団体 13時30分

※各市町村担当 14時

17 その他

- (1) 定められた期限までに参加申込書を提出しない場合は、理由のいかんを問わず、本大会への参加を認めない。
- (2) 選手は、健康診断を受けて健康であることを証明された者に限ること。
- (3) 競技に参加する者は、参加者側でスポーツ傷害保険に加入すること。
- (4) 出場選手の競技中の傷病並びに傷害については、応急処置を行う。
ただし、それ以後の責任は負わない。
- (5) 健康保険・共済組合等の保険証を持参すること。